

八王子市市民参加条例の適切な運用 について（答申）

平成28年11月

八王子市市民参加推進審議会（第4期）

平成28年11月25日

八王子市長 石森 孝志 様

八王子市市民参加推進審議会
会長 進邦 徹夫

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

平成 26 年 12 月 25 日付 26 八経広発第 43 号により、八王子市市民参加推進審議会は、下記事項について諮問を受けました。以来、私たちは、2 年にわたり、全 9 回の会議を開催し、本市における市民参加推進の状況などについて、先行事例に係る視察及び情報収集を行い、関係部署等と意見交換を行うとともに、それぞれの諮問事項における、さらなる市民参加の推進を図るための方策を議論してきました。

このたび、私たちは、次のとおり意見を取りまとめましたので、答申します。

〈諮問事項〉

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について

目 次

I	はじめに	1
II	市民参加条例の運用状況の検証について	2
1.	市民参加条例の運用状況について	2
	《表 1》 市民参加実施事業個別評価結果	4
	① 都市計画マスタープランの策定	
	② 地域防災計画の改定	
	③ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例整備	
2.	市民参加条例の運用上改善が求められること	8
	(1) 市民参加手法の選択について	8
	(2) 周知効果を踏まえた市民参加について	8
	(3) 市民参加の検証方法の改善について	9
	(4) 実施段階や検証段階における市民参加の推進について	9
III	地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について	10
1.	地域課題の現状	10
	(1) 地域が抱える課題	10
	(2) 行政と地域が取り組む課題と合意形成の必要性	11
	ア 地域包括ケアシステムの構築	11
	イ 学校と地域の協働	11
	ウ その他地域の合意形成が必要な事業	11
2.	地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方	13
	(1) 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくり	13
	ア 地域活動の活性化	13
	① 現役世代の参加促進	13
	② 多様な団体等との連携	14
	イ 話し合う場や機会の重要性	15
	(2) 合意形成のあり方の検討	15
	ア 合意形成にあたっての適切な単位（広さ・区域設定）	16
	イ 合意形成にあたっての参加者	17
	ウ 合意形成の進め方	17
	① 地域課題の共有化	17

② 住民参加の手法の選択	18
③ 参加機会の確保と情報の提供	18
④ 支援機能の活用	19
3. 地域の課題解決に向けて市が取り組むべきこと	20
（1）地域の課題解決を支援する体制づくり	20
（2）地域住民の交流を活性化する拠点機能の充実	20
（3）地域の課題解決に貢献できる人材の育成	20
（4）その他町会・自治会活動や市民活動を活性化するための支援	21
IV おわりに	22

附属資料

1. 諮問書	附-1
2. 第4期八王子市市民参加推進審議会委員名簿	附-3
3. 審議経過	附-4
4. 八王子市市民参加条例	附-5
5. 八王子市市民参加条例施行規則	附-9

参考資料

平成25・26年度 市民参加に関する調査及び市民参加条例の運用に関するまとめ	参-1
--	-----

I はじめに

八王子市市民参加推進審議会（以下「本審議会」という）は、八王子市市民参加条例（以下「市民参加条例」という）第 11 条の規定に基づき、市民参加条例の適切な運用と市民参加の推進を図るため、市長の附属機関として設置されており、発足から 4 期目となる本審議会は、平成 26 年 12 月に市長から諮問を受けた。諮問事項と諮問理由は附属資料 1「諮問書」のとおりである。

本審議会は、この諮問事項についての意見をまとめるにあたり、当事者の声を直接聴くことに努めた。

まず、諮問 1 の「市民参加条例の運用状況」については、市民参加手法の時期や選択などに関して、いくつかの所管部署から直接ヒアリングを行い、市民参加が適切に実施されていたか検証した。

諮問 2 の「地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方」については、議論にあたり、コミュニティセンターを中心とした参加と自治の取り組みについて長い歴史を持つ三鷹市を視察した。住民自治、協働の最前線に長年従事してきた行政職員と住民協議会の会長から意見を聴く機会を得たことで、本市の特性を改めて認識し、その後の議論の方向性を確認することができた。また、本審議会においては、各委員がこれまで所属団体等で経験してきた地域の合意形成の取り組みのほか、北野台団地自治会における合意形成の事例について意見交換を行い、市内各地域で展開されている参加と合意形成の実態について委員間での共有化を図った。

これらを踏まえた上で、本審議会では、各委員の経験や知識、情報を持ちより、様々な観点から諮問事項についての議論を行った。本書はその成果をまとめたものである。

本審議会の任期中である平成 27 年 4 月、本市は中核市に移行した。東京都から移譲された 1,261 件もの事務権限を有効に活用し、本市独自のまちづくりを進めていくには、市民が主体となって地域の課題に取り組んでいくための合意形成が、ますます重要になっていく。

そこで、本答申では、「地域課題に市民自ら取り組み、市と協働してより暮らしやすい地域社会を実現していくため」に、どのように市民参加を進め、合意形成を図っていくのか、その道筋となるべく意見を述べる。

Ⅱ 市民参加条例の運用状況の検証について

1. 市民参加条例の運用状況について

市民参加条例では、その運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じて見直しを行うこととしている。そこで、本審議会では、平成 25 年度及び平成 26 年度の各所管部署における市民参加条例の運用状況についての調査をもとに、市民参加の現状把握と検証を行った。

調査によると 25 年度、26 年度ともに、計画策定や条例の制定改廃等、市民参加条例第 6 条第 1 項で「必ず市民参加の手法を採用しなければならない」と規定されている案件（25 年度 26 件、26 年度 47 件）については、すべて規定どおり市民参加を実施していた。また、上記案件を含め、政策立案から実施段階までのすべての範囲においては、25 年度は 381 件（303 事業）、26 年度は 301 件（241 事業）で、市民参加を実施していた。

市民参加事業の評価について、第 3 期の本審議会答申では、「事業と実施した市民参加手法の組み合わせや、市民参加を実施した効果などについても、本審議会など、第三者による評価を進める必要がある」とした。

そこで、本審議会では、25 年度・26 年度における市民参加条例第 6 条第 1 項に該当する 36 件（条例・計画）の中から、「都市計画マスタープランの策定」、「地域防災計画の改定」、「子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例整備」の 3 事業を選定し、評価した。評価にあたっては、「市民参加手法の組み合わせ・実施時期」、「市民が参加しやすい工夫」、「市民意見の取り扱い」の 3 つの視点を中心に所管部署にヒアリングを行った上で、委員間で議論した。これまでのように各所管部署の自己評価だけでなく、第三者による評価を実施したことで、市民の視点による新たな課題を抽出することができたと考えている。また、市民参加を実施する際の課題やその解決方法などについて、所管部署の担当者と意見交換をしたことは、市民参加に対する職員の意識を把握する上でも有効であった。

個別事業の評価を通して、以下の意見などが挙げられた。（3 事業の概要及び評価の詳細は《表 1》参照）

- ・ 市民参加においては、参加した人数だけでなく、参加者の年代や性別などに偏りがなく、幅広い層を網羅できているかという視点も必要である。
- ・ 市民参加の手法においては、本来の機能のほかに政策を周知する機能も有することを認識した。
- ・ 様々な手法を組み合わせ、広く市民の意見をくみ取る工夫をしている事業について

ては評価できるが、市民の意見がどの程度反映されたのかが見えてこない。

- ・ 計画の実施段階や評価段階においても、市民参加が必要である。

市では、第3期の本審議会答申での「従来の自発的な応募に加え、無作為抽出等により行政側から声かけをする機会を拡大」する必要があるとの意見を受け、平成28年度から、附属機関・懇談会等の市民委員等は無作為抽出方式で公募する制度を導入した。これは、それまで市政に参加したことのない市民に、参加のきっかけを提供する取り組みとして注目すべきものであり、今後、この方式を採用した所管部署の評価や、参加した市民に対する意識調査などを行い、本方式を導入した効果を十分に検証することが望ましい。

また、市では、職員が市民参加の重要性や効果についての理解を深めるための職員研修を実施している。市民参加を所管する広聴課と市民との協働を所管する協働推進課が連携し継続的に開催しているこの研修は、平成27年度から、新たに新任職員研修のカリキュラムにも組み込まれた。

このほか、パブリックコメントに対し市民が意見を出しやすくなるように、市では、その実施予定を半期分まとめて事前周知する取り組みや、寄せられた意見を募集期間中に中間公表する取り組みなども、同じく平成27年度からは始めている。

前述の無作為抽出方式の導入も含め、こうした市の取り組みは、市民参加条例の効果的な運用に有効であると考えられることから、今後も引き続き、市民の実情に即した工夫や改善を行うとともに、職員研修など様々な機会をとらえて、市民参加の最新の情報を庁内に周知し、継続的な職員の意識啓発に努めてほしい。

<<表 1 >> 市民参加実施事業個別評価結果

①都市計画マスタープランの策定

事業名	都市計画マスタープランの策定	実施所管	都市計画室(～平成25年8月) 土地利用計画課(平成25年8月～) 都市総務課(都市計画審議会のみ)
事業概要	前計画策定以降の本市を取り巻く都市環境及び社会情勢の変化、また基本構想・基本計画「八王子ビジョン2022」が改定されたことに伴い、計画の改定を実施する。 法定計画:都市計画法第18条の2	実施期間	平成24年4月～平成27年3月

1. 実施した市民参加手法及び所管の評価

市民参加手法	正式名称	実施時期	実施概要	事業と手法のマッチング		市民参加を実施した効果	
				評価	特記事項	評価	特記事項
4	アンケート	平成24年9月15日～9月30日	対象 市内在住者(18才以上無作為抽出) 配付数 3,000名 回収数 1,310名(回収率 約44%) ※これ以外に市外から通勤・通学する方にもインターネットアンケートを実施。(回収数:150名)	A 適していた	改定作業をスタートする上でまちづくり全般に関する客観的・質的評価を得ることができた。	A 効果的であった	地域ごとの満足度や課題など、世代別特性や地域特性を市民の声として把握することができた。
	審議会等	平成24年9月～平成26年10月	報告4回 諮問1回 委員数 18名(うち公募市民委員2名) 女性委員の割合(時点) 16%(H24.9) 16%(H25.4) 27%(H25.11) 27%(H26.7) 27%(H26.10) 会議公開 有り 会議録公開 有り 報酬 1回あたり12,000円	A 適していた	市民委員の参加により、市民の視点が加わった審議が行われ、審議会に対して市民参加を得ることができた。	A 効果的であった	審議会において、市民の視点からの議論は必要不可欠であり、市民委員が参加することで市民の視点が加わった審議を行うことができた。
	審議会等	平成24年10月～平成26年10月	開催回数 10回 委員数 12名(うち公募市民委員2名) 女性委員の割合 8% 会議公開 有り 会議録公開 有り 報酬 1回あたり5,000円(市民委員) 12,000円(学識)	A 適していた	各委員の立場を踏まえた意見のほか、市民の視点からも活発な意見があり、市民参加のあり方について深く掘り下げることができた。	A 効果的であった	第三者機関としての議論を通じ、市の市民参加の現状や課題が見えた。また、市のみでは気づかない意見も出されて、今後の市民参加のあり方を考えるうえで大変参考になった。
	パブリックコメント	平成25年6月17日～7月18日(31日間)	意見提出 9名 20件 意見及びその検討結果・理由の公開 有り	A 適していた	課題や方向性を整理した段階でパブリックコメントと同様の手続きを実施し、市民との方向性の共有を図ることができた。	A 効果的であった	市民参加により今後の課題や基本的な方向性を共有したことで、その後の方針や施策の検討において大変参考になった。
	公聴会・説明会	平成25年8月23日午後7時～9時	参加人数 約110名 会場 八王子市学園都市センター12階 イベントホール 内容 基調講演及びパネルディスカッション 講師及びコーディネーター 吉川 徹氏 首都大学東京大学院教授 パネリスト 町田 典子氏 八王子商工会議所常議員 内野 秀重氏 八王子市市史編集専門部会自然部会委員 今井 数真氏 中野町甲和会 さくらんぼの会会長 村松 満 八王子市副市長	A 適していた	課題や方向性に関するパブリックコメントと連動したシンポジウムの開催により、八王子の将来のまちづくりへの理解促進が図れた。	A 効果的であった	市民の皆さんが将来のまちづくりを考え、参加する機運を高めるきっかけづくりができた。

(次ページに続く)

市民参加手法	正式名称	実施時期	実施概要	事業と手法のマッチング		市民参加を実施した効果	
				評価	特記事項	評価	特記事項
ワークショップ	地域別ワーキンググループ（全3回）	平成25年 ①9月1日 ②9月15日（台風で中止） ③9月28日	対象 18歳以上 参加人数 ①44名 ②中止 ③38名 報酬 なし	A 適していた	地域別のワークショップにより、地域の将来像を提案していただき、方針や施策の検討に反映することができた。	S 非常に効果的であった	地域内で活動している環境、福祉、商業等の様々な立場の住民の参加により、地域課題をふまえ、地域の特性を活かした将来のまちづくりの方向性について議論することができた。
公聴会・説明会	地域懇談会	平成25年11月 9日①西南部 ②西部 16日③北部 23日④東部 ⑤東南部 24日⑥中央	対象 全市民 参加人数 ①13名 ②34名 ③5名 ④20名 ⑤14名 ⑥10名 報酬 なし 意見の公開 有り	A 適していた	地域別ワークショップの成果を地域の方々に報告し、地域の将来像や方針・施策の検討について、市民の視点を反映することができた。	S 非常に効果的であった	地域に精通している地元住民の参加によって、地域の資源や特性等について話を伺うことができた。
パブリックコメント	都市計画マスタープラン（素案）への意見募集	平成26年9月1日～ 9月30日	意見提出 63名 153件 意見及びその検討結果・理由の公開 有り ※公表内容は別紙のとおり ・募集期間中に説明会を開催 ・より多くの市民に関心を持ってもらえるよう、多くの市の施設に資料を設置	A 適していた	パブリックコメント手続を実施することで、幅広く計画の周知を図ることができ、貴重な意見を得ることができた。	A 効果的であった	・パブリックコメントを実施することで、市民の意見を計画策定に反映することができた。
公聴会・説明会	都市計画マスタープラン（素案）説明会	平成26年9月 （6地域・全6回）	参加者の年齢制限なし 参加人数 55名 報酬 なし 意見の公開 有り	A 適していた	市が重点的に取り組んでいる施策や地域ごとの特長的な取り組みなどを説明することで、市政への理解を広げることができた。	A 効果的であった	・市民と市が直接対話をする機会を設けることは、市民参加への関心を高める上で有効であった。 ・発言された意見は、その後の施策展開の参考とした。

2. 所管が捉えた課題及び今後の改善点

- ・検討委員会の市民委員について、応募者の年齢、性別（女性が少ない）に偏りがある。
- ・パブリックコメントには、多くの意見が寄せられたが、さらに多くの市民意見を聴くことが課題である。
- ・今回の市民参加プロセスでは、延べ2,000人超の市民参加を得ることができたが、今後は説明会により多くの方の参加を募ることが課題である。

3. 市民参加推進審議会による評価（評価確定日：平成28年3月22日）

（1）市民参加の実施状況について

評価の視点	①市民参加手法の組み合わせ・実施時期	②市民が参加しやすい工夫	③市民意見の取り扱い	④その他（特記事項）
評価	適切 おおむね適切 不適切	適切 おおむね適切 不適切	適切 おおむね適切 不適切	

（2）事業全体について

適切である	おおむね適切である	不適切である	コメント 計画策定にあたり、段階ごとに様々な参加手法を組み合わせ適切に市民参加が実施されていた。今後の計画の実施段階及び評価段階においても積極的に市民参加を進めてほしい。
-------	-----------	--------	--

②地域防災計画の改定

事業名	地域防災計画の改定	実施所管	防災課
事業概要	東日本大震災における課題や教訓、市内で近年発生した風水害などへの対応を踏まえるとともに、国や東京都における被害想定や各防災計画の見直しとの整合を図る。 法定計画：災害対策基本法第42条	実施期間	平成23年9月～平成26年3月

1. 実施した市民参加手法及び所管の評価

市民参加手法	正式名称	実施時期	実施概要	事業と手法のマッチング		市民参加を実施した効果	
				評価	特記事項	評価	特記事項
審議会等	防災会議	常設	回数：4回（計画について審議したもの） 会議の公開：公開 会議録の公開：公開 委員構成（別紙のとおり） 市民委員0名 女性委員の割合19.1%（委員47名のうち女性委員9名） 報酬 12,000円/1名 ※東日本大震災における課題や教訓を踏まえ、防災会議委員に女性委員を登用し積極的に意見を取り入れた。	A 適していた	町会・自治会や自主防災組織の代表のほか、赤十字奉仕団、女性防火協会などの女性委員からの意見をいただけたため。	A 効果的であった	町会・自治会や自主防災組織の代表のほか、赤十字奉仕団、女性防火協会などの女性委員からの意見を取り入れられたため。
パブリックコメント	「八王子市地域防災計画」（素案）に対する意見募集	平成25年9月15日～10月15日	意見提出 11名 46件 意見及びその検討結果・理由の公開 有り ※公表内容は別紙のとおり	A 適していた	限られた人数ではあったが、多岐にわたる具体的な意見を得ることができたため。	A 効果的であった	寄せられた意見の中から、計画の修正に反映できたものが複数あったため。

2. 所管が捉えた課題及び今後の改善点

・パブリックコメントにおいて、より多くの意見を収集するための募集期間の設定や結果を広く周知するための公表方法が課題である。

3. 市民参加推進審議会による評価（評価確定日：平成28年3月22日）

(1) 市民参加の実施状況について

評価の視点	①市民参加手法の組み合わせ・実施時期	②市民が参加しやすい工夫	③市民意見の取り扱い	④その他（特記事項）
評価	適切 おおむね適切 不適切	適切 おおむね適切 不適切	適切 おおむね適切 不適切	

(2) 事業全体について

適切である	おおむね適切である	不適切である	コメント 各団体の代表で構成された防災会議で計画を審議していたが、市民参加型の会議を別に設けて意見を聞くなど、市民の参加の機会を広げる工夫の余地があったと考える。
-------	-----------	--------	--

③子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例整備

事業名	子ども・子育て支援新制度の施行に伴う条例整備	実施所管	子どものしあわせ課、保育対策課、児童青少年課
事業概要	平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、家庭的保育事業等の認可制度や放課後児童健全育成事業の届出制度が創設され、その設備及び運営の基準などを定める条例を整備する。 【対象条例】(1)家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(2)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(3)保育の必要性の認定基準に関する条例(4)放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(5)学童保育所条例	実施期間	平成25年9月～平成26年10月

1. 実施した市民参加手法及び所管の評価

市民参加手法	正式名称	実施時期	実施概要	事業と手法のマッチング		市民参加を実施した効果	
				評価	特記事項	評価	特記事項
審議会等	子ども・子育て支援審議会	平成25年9月～平成26年10月	具体的な審議を行うため、審議会の下部組織として、子ども・子育て支援給付部会、子ども・子育て支援事業部会の2つの部会を設置し、検討を行った。 委員構成(別紙のとおり) 本審議会18名(13回) 公募市民委員3名 女性委員の割合33.3%(18名中6名) 給付部会7名(12回)、事業部会9名(12回) 会議録の閲覧 可能 開催日時等の事前公開 有り 報償費 1人あたり12,000円 ・本審議会からの意見聴取のほか、関係事業者との意見交換も実施	A 適していた	様々な立場の委員の意見があっただけではなく、保護者の視点からも意見を収集することができた。	S 非常に効果的であった	外部の視点から意見をいただき、新たに着眼するべき点や重視するべき点を認識できた。
パブリックコメント	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い整備する条例(案)への意見募集	平成26年6月1日～7月6日	意見提出 7名(※) 16件 (3)保育の必要性の～条例 1名 1件 (4)放課後児童健全～条例 4名 10件 (5)学童保育所条例 4名 5件 ※1名の方から3条例に意見があったため、合計は一致しない。 意見及びその検討結果・理由の公開 有り ※公表内容は別紙のとおり ・中核市移行関連条例に関するパブリックコメントと合わせて周知と募集を行った。	A 適していた	パブリックコメント手続を実施することで、幅広く条例の周知を図ることができた。	A 効果的であった	パブリックコメント手続を実施することで、幅広く条例の周知を図ることができた。
公聴会・説明会	子ども・子育て支援新制度の施行に伴い整備する条例(案)についての説明会	平成26年6月1日～22日 全6回	参加者 のべ204名(1回あたり平均34名) ・中核市移行関連条例に関する説明会と合わせて開催 ・会場は6地域の市民センターなど ・託児サービス、手話通訳、要約筆記を実施 ・会場アンケートの結果は、別紙のとおり。	A 適していた	幅広く条例の周知を図ることができた。	A 効果的であった	幅広く条例の周知を図ることができた。

2. 所管が捉えた課題及び今後の改善点

より多くの意見収集が必要と考える。

3. 市民参加推進審議会による評価(評価確定日:平成28年3月22日)

(1)市民参加の実施状況について

評価の視点	①市民参加手法の組み合わせ・実施時期	②市民が参加しやすい工夫	③市民意見の取り扱い	④その他(特記事項)
評価	適切 おおむね適切 不適切	適切 おおむね適切 不適切	適切 おおむね適切 不適切	

(2)事業全体について

適切である	おおむね適切である	不適切である	コメント 中核市関連条例と一体的に整備したという特殊性と、本条例整備と並行して第3次八王子市子ども育成計画の策定を行い、その中でも子育てに関する市民意見を広く収集している点を考慮し、適切とする。
-------	-----------	--------	--

2. 市民参加条例の運用上改善が求められること

(1) 市民参加手法の選択について

本審議会は、今期初めて実施した個別事業の評価を通して、いくつかの市民参加手法を実施した事例を検証する機会を得た。

各手法を見ると、地域別の懇談会（ワークショップ）では密な情報交換ができた一方、十分な参加者数を確保することが難しかったり、審議会等においては女性委員の一定数の確保ができていないといった課題があった。

これらの課題を補完する視点からも、なるべく複数の市民参加手法を組み合わせで実施することは、性別、年代、職種、居住地などに偏りなく幅広い市民の意見をくみ取る上で有効である。

また、市では条例や計画の策定に先立って、方針やスケジュールをあらかじめ庁内の会議に付議し、採用する市民参加手法の組み合わせや実施時期などについて検討している。実施後、より詳細に評価・検証することができるよう、その会議での議論なども踏まえ、市民参加手法の組合せや時期を選択した理由、また期待する効果などを明らかにしておくといよい。

併せて、条例や計画を策定する所管部署が、他部署の経験を参考に、より効果的な市民参加が実施できるよう、特徴的な事例や新たな工夫をした事例については、その情報を蓄積するとともに、ノウハウを積極的に庁内に周知してほしい。

なお、条例と計画では性質が違うことから、同じ市民参加手法を用いるという点については、検討の余地があると考ええる。

(2) 周知効果を踏まえた市民参加について

本審議会では、所管部署へのヒアリングを通して、市民参加手法には、意見を聴取する機能だけでなく、施策を周知する機能があり、そうした周知効果を意識しながら市民参加が実施されていることに改めて着目した。

行政が施策をどのように進めようとしているかを市民に知らせるという観点からすると、市民参加には、より多くの人に参加してもらうことだけではなく、その条例や計画等によって影響を受ける層の市民が網羅されているかという視点も必要になってくる。

条例や計画の内容に応じて、参加してもらいたい市民の層を明確にした上で、ターゲットとする市民に対し、どのように情報を届けるか、また参加しやすい環境を整えるために何ができるかといった視点で、工夫を重ねてほしい。

(3) 市民参加の検証方法の改善について

市民参加は、市民から寄せられた意見が施策にどのような影響を与えたのかという実質的な効果についてもきちんと検証することが必要である。特に、パブリックコメントについては、市民から提出された意見を反映した状況を明らかにすることにより、市民参加の結果を市民によく見えるようにしてほしい。

また、所管部署による自己評価においては、現状では、明確な基準がないため、所管部署ごとの判断で評価している。今回、本審議会では、「市民参加手法の組み合わせ・実施時期」、「市民が参加しやすい工夫」、「市民意見の取り扱い」の3つの視点から、市民参加が適切に実施されていたかを評価した。このように、評価の視点を具体的に規定することで、より客観的に評価することができ、事業の改善につながると考えるので、参考としてほしい。

さらに、市民参加の本来の主旨が住民自治の推進にあることを踏まえると、市民が、市政に参加した経験を通して市政への理解を深め、参加の意識をさらに高めることができたのかという視点の評価も必要である。これについては参加者へのアンケート等を実施し、市民の意識の変化を把握することに努めてほしい。

(4) 実施段階や検証段階における市民参加の推進について

市民参加条例の施行から約8年が経過し、計画の立案や条例の制定改廃等の政策立案段階で市民参加を実施することについては、ある程度定着してきたと言える。今後は、政策の実施段階や検証段階における市民参加の推進にも積極的に取り組んでほしい。

そのためには、まず政策立案段階において、その後の実施段階や検証段階でどのような市民参加を進めるかについても十分に検討しておく必要がある。

また、政策立案段階に何らかの形で参加した市民は、その政策について、高い興味や関心を持つことが考えられる。実施段階や検証段階においても、主体的に関わってもらうためには、立案段階に参加した市民に対して、計画の進捗状況についての報告の機会を設けるなど継続的な情報提供を行ってほしい。

なお、立案段階でかかわっていなかった市民にも広く参加を求め、より多様な意見が反映できるよう努めることも必要である。

Ⅲ 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について

1. 地域課題の現状

今回の諮問では、これまで各地域に蓄積された知恵・経験・人脈や、組織・施設などの有形・無形の資源を活かしながら、地域の課題に市民自ら取り組み、市と協働してより暮らしやすい地域社会を実現していくための環境づくりや合意形成のあり方について、意見を求められている。

本市は、昭和の時代に2つの町と7つの村が合併して現在の形となったことから地域性も様々である。また、最後に由木村を合併した当時の人口は約19万人であったが、現在の人口は、平成27年度実施の国勢調査によると約58万人であり、当時の約3倍に増えている。この間、本市に転入してきた人たちと、親の代から暮らしている人たち、いわゆる新旧の住民の交流をいかに図るかという課題の解決のため、市はコミュニティ施策に力を入れてきた。

さらに、今後、市が中核市として独自のまちづくりを進めていく上では、市民参加は欠かせないものであり、特に地域の実情を踏まえた事業展開をしていく際には、地域での「合意形成」というプロセスが一段と重要になってくる。

これらの背景を踏まえ、まずは市内でどのようなことが地域の課題として認識されているか、また併せて行政として地域との合意形成が必要であると認識している課題にはどのようなものがあるかを確認しておきたい。

(1) 地域が抱える課題

市域の広い本市においては、地域ごとに年齢構成や地域特性が異なり、直面する課題も様々である。例えば、中心市街地では、空き店舗やまちなにぎわいづくりといった課題がある一方、周辺地域では、交通空白地や「買物弱者」の問題、世代交代などによる空き家問題などが課題となっている。また、東部のニュータウン地域では、地域住民のつながり意識の低さや開発時に入居した世代がこれから一斉に高齢期を迎えるなどの課題がある。

さらに、本市全体の高齢化率は、平成28年3月末で25.23%に達しており、地域によっては、高齢化率が40%を超えるところもある。地域の高齢化に伴い、災害時の要援護者の避難支援対策や日常的な高齢者の見守りといった課題への対応がより一層必要になっている。また、少子化、核家族化、共働き世帯の増加などから、安全面など子どもたちを取り巻く環境についても課題があり、子どもたちの見守り活動や放課後の居場所づくりなど、地域で子どもたちを育てていく視点が必要である。

(2) 行政と地域が取り組む課題と合意形成の必要性

市が主体となって取り組む課題については、市民参加による地域の合意形成が前提となる事業が増えており、代表的なものは以下のとおりである。

なお、これらは、課題ごとに「地域」として捉える範囲が一樣ではなく、どのように住民の課題認識を醸成し、合意を形成していくかが課題となっている。

ア 地域包括ケアシステムの構築

2025年には団塊の世代が75歳以上となり、医療と介護の需要がさらに増加することが見込まれる中、各自治体には、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の早急な構築が求められている。

重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくことを目指すこのシステムを機能させるためには、住民同士の顔の見える関係性やコミュニティの力で、どのように高齢者を支えていくのかということが明確な課題となっている。

その上で、地域にこのシステムを構築することは、高齢者のための課題解決に留まらず、あらゆる世代にとって、自分たちが「住み続けたい、住みやすいまちにするにはどうするべきか」といった議論につながっている。その意味では、地域包括ケアシステム構築のためのプロセスこそが、地域の課題解決のための合意形成に他ならず、あらゆる世代の市民が参加する機会にもなる。

イ 学校と地域の協働

本市は、市立の全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域住民が学校運営に参画する「地域運営学校」とすることを目指している。

学校運営協議会で、地域の学校をどのような学校にしたいか、地域の子供達をどのように教育していくかなどについて学校と地域が議論を重ねることは、地域としてどのような未来を目指すのかを話し合う合意形成の場とも言える。

地域が学校運営を積極的にサポートするとともに、学校は地域への施設開放などを通して地域との距離を縮めるなど、「地域運営学校」の取り組みは、将来的に学校を拠点とした新たな地域住民のつながりの創出の起点ともなり得る。

ウ その他地域の合意形成が必要な事業

昭和40年代から50年代後半にかけて集中的に整備した公共施設が次々と更新時期を迎えるにあたり、公共施設を適正に管理・活用していく「公共施設マ

ネジメント」についての議論がなされている。地域の人口構造やニーズに合わせた施設の複合化や機能移転について議論するにあたっては、地域の中で丁寧に合意形成を進めていくことが不可欠である。

このほかにも中心市街地の活性化、子安町の医療刑務所移転後跡地の活用、市街化調整区域の沿道集落地区の活力向上など、現在、本市が取り組む多くの事業において地域での合意形成が必要である。

2. 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方

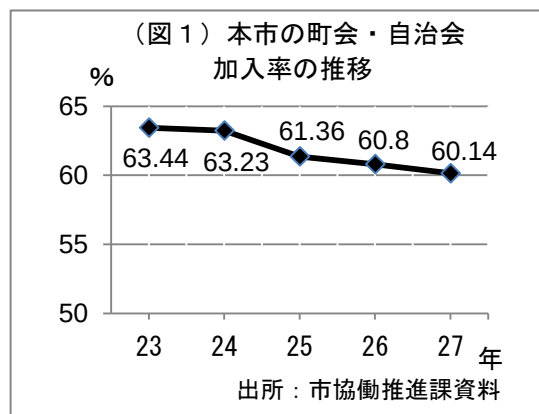
(1) 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくり

前段で述べたような様々な課題に対して、地域が自ら取り組んでいく上で必要な環境整備について、ここでは、「地域活動の活性化」と「話し合う場や機会の重要性」の2つの視点から述べたい。

ア 地域活動の活性化

地域が課題解決に取り組む下地として、日常から活発な地域活動が行われ、地域住民同士のつながりがあることが望ましい。

その基本となるのが、町会・自治会であるが、本市の町会・自治会への加入率は、平成28年3月末現在60.14%で、過去5年間に3.30ポイント低下しており、長期的な減少傾向が続いている（図1）。また、役員の担い手不足や高齢化などにより、個々の会員の負担感が増している。



地域活動のさらなる活性化の方策については、第2期及び第3期の本審議会、でも議論を重ねてきたところであるが、ここでも何点か意見を述べたい。

① 現役世代の参加促進

仕事をしている現役世代は、核家族化の進展や共働き家庭の増加などにより、地域活動に参加する時間的な余裕がなくなっている。また、地域活動に対する価値観も変化してきており、家族との時間や趣味の活動などをより重視するライフスタイルが広がってきている¹。そのような中、従来の価値観で地域活動への参加を求められても、負担感が先に立ち、なかなか参加へと踏み出せないのではないだろうか。

そこで、まず、現役世代には、地域活動に参加することの意義やメリットを積極的に伝えていくことが必要である。例えば、地域活動に参加することで幅広い世代の住民と交流し人間的な成長が図れることや、自分の地域を良くする

¹地域での活動に参加していない理由を聞く質問で、「仕事が忙しくて余裕がないから」が30歳代（41.6%）、40歳代（43.8%）、50歳代（44.6%）で第1位。また、前回調査（平成18年）と比較し割合が高くなったものは、「仕事が忙しくて余裕がないから」（31.5%、7.8ポイント増）、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」（19.4%、6.6ポイント増）、「時間がないから」（29.6%、6.1ポイント増）。『八王子市地域保健福祉計画アンケート調査結果報告書』（平成24年2月八王子市）より

ことが自分の生活の向上にもつながること、また、地域に参加して自分たちのニーズ（例えば子育て支援など）を伝えていくことが地域の課題解決につながる可能性があることなどである。

一方、本市では、大学生が団地の再生や子どもの貧困対策の活動に取り組むなどの新たな動きがある。また、子育て世代も、子どものスポーツやサークル活動をボランティアで支援したり、男性の子育て参加意識の高まりから地域の乳幼児サークルである「パパ会」や小中学校ごとの「おやじの会」といった活動も盛んになってきている。

町会・自治会がこれらの多様な団体等と連携を図ることで、若い世代が町会・自治会と接点を持つ機会が増えるとともに、自然な形で地域活動への参加につながることも考えられる。

また、地域への参加のきっかけとして、地域単位の祭りやイベントの開催などがある。若い世代の参加を促進するため、子育て世代向けのイベントを実施したり、学園都市としての強みを活かして学生を祭り等に巻き込んで盛り上げたりしている地域があり、こうした取り組みをもっと広げていくことが有効である。

マンション内のコミュニティづくりや居住者交流のための新しい取り組み（持ち寄り食事会、家族交流イベントやシニアカフェなど）が積極的に行われているところもある。こうした取り組みも、地域への参加者のすそ野を広げるために有効ではないだろうか。

② 多様な団体等との連携

本市には、環境、福祉、子育て、まちづくりなど様々な分野で意欲的に活動する多くの市民活動団体がある。市民活動団体は、それぞれのテーマに応じて、広範囲で活動しており、町会・自治会がこれらの団体と連携することで、より広い視野で地域を捉えた活動を展開することができる。

また、町会・自治会が、趣味の活動や生涯学習活動、スポーツなどに取り組む団体や個人とも連携をしていくことは、地域活動の活性化を図る上で有効である²。これらの団体・個人は、地域から声をかけられることで自分たちの持っているスキルを活用して地域に貢献しているケースがあり、こうしたスキルと

² スポーツ団体と地域の連携という視点では、市は地域の日常的なスポーツ活動の場として、子どもから高齢者まで、また、障害を持った方を含めすべての人が参加でき、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブを「総合型地域スポーツクラブ」として支援しており、現在市内で20のクラブが活動している。

地域のニーズをマッチングさせるには、地域の課題を把握し、かつ人脈や情報を持つコーディネーターとしての役割を担う人材が必要である。

また、市民参加条例では、市内在住者のほか、在勤、在学する個人や、市内の企業、団体も「市民」と定義し、幅広い参加を期待している。町会・自治会が、地域の企業、商店、大学・学校と連携を図り、その在勤者、在学者を活動のパートナーとすることができれば、新たな活力や、活動の広がりにつながる事が考えられる。

イ 話し合う場や機会の重要性

市民センターのように、地域の中に住民が気軽に足を運んで交流を図れる場があることは、住民同士が話し合う場や機会を確保することができ、合意形成に向けた顔の見える関係づくりを進める上で重要である。

本市では、市民の自発的なサロン活動が着実に増加しており³、コミュニティカフェ、コミュニティスペース、コワーキングスペースなどの取り組みも、市内各地で始まっている。このような場で、井戸端会議のように身の回りのことなどを気軽に話し合う機会が増えることは、地域課題の発見や共有に向けての第一歩となる。

あらかじめテーマなどを設定した話し合いの機会をつくることで、住民同士の交流を活性化する方法もある。

元八王子地域の住民協議会は、毎年、地域の関係者が一堂に会してテーマスピーチや懇談を行う「地域交流会」を開催している。参加者は、町会長・自治会長のほか、小中学校・高校の校長、市の事務所長、消防署や高齢者あんしん相談センター、地域の交通安全や防災に取り組む団体、民生委員の代表など 70～80 名にも及ぶ。団体間の連携を図るこのような取り組みは、地域における課題の共有に有効であり、課題解決への足掛かりになることも期待できる。

(2) 合意形成のあり方の検討

次に、実際に地域の課題解決に向けて合意形成を進めていくにあたっては、どの程度の地域的な広がりや議論を行うか、どのようなプロセスで合意を形成していくかなどを十分に検討する必要がある。

³本市が「ふれあい・いきいき サロン事業」で支援した件数は、平成 23 年度の 81 件から 27 年度は 113 件（常設サロン含む）に増加している。（『八王子市健康福祉の概要』より）

ここでは、本審議会委員が実際に取り組んできた合意形成の経験や市内先進事例のヒアリング等をもとに、本市の特性を踏まえた区域設定や参加者の選定、また住民参加の手法の選択など、合意形成を進める上で留意すべき点を以下に挙げる。

ア 合意形成にあたっての適切な単位（広さ・区域設定）

地域の合意形成を図るにあたっての適切な広さや区域設定のあり方について、本審議会では時間を割いて議論した。

課題解決の当事者は課題ごとになるものであるが、どこまでを巻き込むかといった定義（ルール化）が難しいこと、また、重層的に発生する様々な課題について最終的に合意形成を図るためには、ある程度地域的なまとまりのある範囲を「基本単位」としておく必要があることを認識した。

既存の地区割については、まず、町会・自治会が、本市の地域の合意形成の最小単位とも言えるが、数千世帯の大規模な町会から 10 数世帯の小規模なマンション自治会まで規模にバラつきがあることや、町会・自治会が存在しない地域があることなどから、そのまま基本単位とすることは難しい。また、町会・自治会の地区ごとの集まりである 22 の連合町会と市民センターを拠点として組織された 17 の住民協議会の地区割は必ずしも一致しておらず、他にも介護サービスの「日常生活圏域」、民生・児童委員の活動地区、小中学校の通学区域（学区）などもそれぞれ異なっており⁴、統一的な地区割を検討する上では様々な課題がある。

一方で、現行のコミュニティを活用して地域の合意形成がなされていくとすると、日常的な関係性の中から議論を広げていくことや参加のしやすさなどを考慮する必要がある。

そこで、本審議会では、「地域包括ケアシステム」や「民生児童委員」等の地区割の議論の中で中学校区単位を理想としている⁵ことを踏まえて、町会・自治会を基盤とした上で、日常生活における移動範囲であり顔の見える関係性をつくりやすい範囲である中学校区が基本単位として適切と考える。

⁴ 介護サービスの市域区分であり地域包括ケアシステム構築の基盤ともなる「日常生活圏域」については、現在、本市では 16 圏域が設定されている。将来的には、民生・児童委員の活動地区と合わせた形となる 21 圏域としていくことを目指している。（『八王子市高齢者計画・第 6 期介護保険事業計画』より）

⁵ 「地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定」（『厚生労働省社会保障審議会介護保険部会平成 25 年 8 月 28 日資料 3』）

イ 合意形成にあたっての参加者

合意形成を進めるにあたっての会議やワークショップ等の参加者については、多くの場合で町会・自治会が基盤となるが、その上で課題ごとに適切な関係者の参加が必要である。例えば子育ての課題であれば、子育て支援に取り組むNPOや子育てサークルなど、より広域で活動している団体のように、様々な立場の参加者が多様な意見を出し合うことで、新たなアイデアや連携を生むことができる。

適切な関係者に参加してもらうには、行政などからの紹介という方法もあるが、地域における日常的な活動の積み重ねによって築かれた顔の見える関係の中から声をかける方が地域の課題意識を共有しやすく、その後の議論もスムーズになることからより望ましいと言える。

ウ 合意形成の進め方

実際に合意形成を進めるプロセスにおいて、以下の点を留意すべきこととして挙げる。

① 地域課題の共有化

合意形成にあたっては、まず、住民が地域の課題についての共通認識を持つことが必要である。

問題が発生した場合、個々の住民は自分の興味や関心のある部分に目が行き、必ずしも同じ目線で見ているとは限らない。また、同じ情報が提供されていても、その問題についての関心の度合いで、受け取り方に差が生じることもある。

そこで、それぞれ異なる関心を持つ住民が、地域の課題を自分たちの共通の課題としてとらえるためには、住民に対してその課題が自分たちの利害にかかわる問題であることを、わかりやすく説明し関心を喚起していくことが必要である。

地域の課題を認識しやすくするためには、実は日常的なレベルで課題があるということを見える形にすることも有効である。例えば、防災の課題は、地域の関心が高く、これについて話し合うことは住民の参加への意識をより高めることにもつながる。

また、町会・自治会をはじめ、14 ページで示したような多様な団体等の間で、日ごろから交流を図り、情報が適切に行き届くようにしておくことも課題の共有のためには必要である。

② 住民参加の手法の選択

次に、幅広く住民の意見を集め、意見をまとめていく上では、段階に応じて適切な住民参加の手法を選択し実施していく必要がある。

住民参加の手法としては、幅広く住民意見を収集できるアンケート、自由な議論や作業を通して合意形成を図るワークショップ、少数意見や当事者の意見を議論に反映させるために聞き取りを行うヒアリング調査などがあり、それぞれの手法ごとに特性がある。課題の特性や住民の関心度・理解度などに応じて、これらの手法から適切なものを選択することが大切である。

例えば、北野台団地自治会の合意形成の取り組みでは、最終結論を出すアンケートを実施するまでに、地区ごとの説明会や意見交換会の開催、プロジェクトチームの設置など、様々な手法を組み合わせることで幅広く住民の意見を吸い上げていた。

なお、手法の選択過程に不透明性があると、結論に対する信頼性を損ねる可能性があるため、透明性の確保には充分注意が必要である。

また、会議やプロジェクトチームにおいては、参加者の意見を引き出して円滑な進行を支援するファシリテーションの技術が重要になる。ファシリテーション技術の共有やファシリテーションを担う「ファシリテーター」の確保や育成などにも積極的に取り組むことが必要である。

③ 参加機会の確保と情報の提供

合意形成の過程において、議論に参加する機会が十分に確保され、意見を表明できたという経験があれば、たとえ最終的に自分の意見が反映されず、自分の意見とは異なる結論に至ったとしても、その結果に対して納得できることも多い。そのためには、まずは情報が行き渡り、その上で本人が議論に参加するか否かの判断ができるようにすることが重要であり、後で「知らなかった」ということがないよう、課題に関わる全員に同じ情報が提供される環境を整えることが必要である。

北野台自治会は、様々な機会に集めた住民の意見をその都度まとめて、速やかに住民に周知することで、地域で課題を共有できるよう努めていた。積極的に意見を表明しない住民に対しても、継続的かつ丁寧な情報提供や興味・関心を喚起するような声かけなどを心掛け、合意形成に巻き込んでいく努力が大切である。

④ 支援機能の活用

中間支援組織⁶には、ファシリテーションのノウハウや成功事例の情報などが豊富に蓄積されており、地域で合意形成を進めるにあたっては、行政や中間支援組織にかかわりを求めることで、プロセスに対する住民からの信頼度を高めることができる。

特に合意形成の初期の段階では、様々な関係者が共通の認識を持つためにもファシリテーターの存在は重要であり、信頼性、情報量、経験値などの点から、行政や中間支援組織を積極的に活用していくべきである。なお、支援機能を活用して合意形成を進めていく中で、経験を重ねることによって、地域の中からファシリテーションを担える人材が出てくることにも期待したい。

さらに、支援組織ではないが、本市の強みである大学等についても、積極的に連携し専門知識を活用することが考えられる。市は、地域との連携を視野に入れている大学等の情報を収集し、大学等のゼミ活動の一環で地域と関わった事例を周知するなど、連携しやすい環境を整えることも検討してほしい。

⁶ここでの中間支援組織とは、個人や団体を支援する組織のこと。活動種別や地域ごとに個人・団体が加盟・登録している。本市には、八王子市市民活動支援センター、八王子国際協会、NPO法人環境活動センター八王子、八王子ボランティアセンター、八王子高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）などがある。

3. 地域の課題解決に向けて市が取り組むべきこと

前章までの内容を踏まえ、地域の課題解決のために地域で合意形成を進めていく上での環境づくりに向け、市は、以下のような取り組みを推進してほしい。

(1) 地域の課題解決を支援する体制づくり

本市では、地域が主体的に合意形成を図り、地域の課題解決に取り組んできた先進事例が多くある。こうした取り組みを、中間支援組織等も活用して積極的に周知していくことが必要である。その際は、どのような手法をどのような順番で実施したのかなど、プロセスを重視した情報提供を心掛けるとともに、そのような情報に接して相談に来た住民や、合意形成が必要な課題を抱える地域などに対しては、適切な相談や支援ができるような体制を整えてほしい。

また、地域の人や団体を積極的に結びつけて課題解決につなげるコーディネーターの存在は、とても重要になってくるので、今後、こうした地域の取り組みを支援する人材を、地域に配置することを検討してほしい。

(2) 地域住民の交流を活性化する拠点機能の充実

本市の公共施設においては、もっと住民同士が自由に交流し地域の課題について話し合えるような拠点としての機能が必要である。特に、利用する対象や年齢層が偏ることなく、幅広い世代の利用者が、様々な目的で、あるいは居場所として集えるような地域の拠点があると、そこでの交流をきっかけに情報が共有され、課題の発見や合意形成に向けた活動につながっていくことが期待できる。

今回、地域の合意形成を図る基本単位を検討し、日常生活で移動する範囲で顔の見える関係性をつくりやすい適切な規模として、中学校区を挙げた。今後、公共施設の集約（複合化）を進めるにあたっては、中学校区を一つの単位として、交流スペースの設置など交流拠点としての環境整備を進めてほしい。

(3) 地域の課題解決に貢献できる人材の育成

市が、中核市としての権限を活用して、住民主体のまちづくりを進めていくにあたって、職員は今後様々な場面で地域と関わり、地域と協働で課題を解決していく機会が増えてくると思われる。

その際、市職員には、コミュニケーション力はもちろんのこと、課題発見力、コーディネート力、ファシリテート力などが高いレベルで求められる。さらには、地域についての知識や情報の収集、市全体の施策展開の把握なども必要となる。

市は、研修や実習、民間資格の活用など様々な方法で、職員のこれらの能力の向上を図るとともに、意識の啓発にも取り組み、地域の課題解決に貢献できる人材の育成に努めてほしい。

(4) その他町会・自治会活動や市民活動を活性化するための支援

町会・自治会活動や市民活動に対する市の支援は、これまで資金的な部分が大きかったが、活動する側にとっては、会議室や活動スペースなどの「場所」や、継続的な活動を行うためのノウハウも求めており、市はこれらの面でもサポートできることを認識してほしい。

市は、平成 28 年 3 月に地域活動の総合的な情報サイトである八王子コミュニティ活動応援サイト「はちコミねっと」の運用を開始した。これまで分散していた市内の地域活動の情報を一元化する上で有効であると期待するが、市民への浸透が課題である。積極的な周知と利用者の増加につながる機能強化に継続的に取り組むことを希望する。

また、市が提供しているオープンデータは、地域の課題発見、分析及び解決策の検討を進める上で活用できる可能性がある。民間によるオープンデータを活用したアプリケーションの開発等も進められているが、こういった動きをさらに促進するために、公開する対象データやデータ形式などを利活用する側の意見を聴きながら整備していくことも必要である。

Ⅳ おわりに

市民参加条例は平成 20 年に施行され、市民参加によるまちづくりが掲げられたが、本市には、それ以前から市民自らが地域づくりに汗を流してきた長い歴史がある。

今回の諮問の一つである「地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について」の議論においても、町会・自治会をはじめとした地域のつながりの強さや市内各地で地域を越えて活躍する多様な市民活動など、「地域力」「市民力」こそが本市の最大の財産であることを改めて確認した。

この地域力・市民力をどう結集して複雑化、多様化する地域の課題に取り組んでいくのか。

本審議会は、町会・自治会といった地縁組織を中心に、様々な地域の団体、テーマ型の市民活動団体やNPO、企業や大学など、多様な主体がゆるやかにつながり、地域の課題の解決に向けて合意を形成していく「地域協働体」⁷も念頭に置きながら、議論を進めてきた。

年々低下しているものの、本市は、都市型自治体の中では町会・自治会の加入率が高く、今のうちに行政が主導して地域ごとの枠組みづくりを積極的に進めてはどうかという意見も議論の中で見られた。しかし、性急な取り組みが、かえって既存の地域のつながりに悪影響を及ぼすことも懸念される。

一方で、本市には、地域が自ら合意形成を図りながら、課題解決に取り組んできた豊富な事例がある。これらの地域では、合意形成の過程を通して地域のつながりをさらに強め、地域の活性化につなげていた。

まずは、市内の各地でこうした動きが広がっていくことが、「地域力」のさらなる強化と、将来的な地域自治の実現につながるとの考えから、本答申では、そのために必要な支援や環境づくりに重点を置いて述べている。

来年、本市は市制施行 100 周年を迎える。中核市としての権限を最大限活用し、行政と市民が一体となって、新たな 100 年を見据えた地域づくりに取り組むことを期待する。そのためには、本答申で示した方向性を踏まえながら、地域の合意形成についてのより具体的、実践的な議論の継続を望むものである。

⁷ 総務省は、『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』（平成 21 年 8 月）で「地域協働体」について、「具体的には、地域における多様な公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織」と定義している。

本答申が本市職員はもとより、多くの市民の皆さんの目に触れ、本市の市民参加と住民自治の推進の一助となることを期待するものである。

附 属 資 料

1. 諮問書 附- 1
2. 第 4 期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 附- 3
3. 審議經過 附- 4
4. 八王子市市民参加条例 附- 5
5. 八王子市市民参加条例施行規則 附- 9

26 八経広発第 43 号
平成 26 年 12 月 25 日

八王子市市民参加推進審議会会長 殿

八 王 子 市 長
石 森 孝 志

八王子市市民参加推進審議会（第 4 期）への諮問について

貴審議会に別紙のとおり諮問します。

諮 問 書

八王子市市民参加条例の適切な運用を図るため、以下の事項について審議会の意見を求めます。

< 諮問事項 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について

< 各項目の諮問理由 >

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について

市は、市民参加条例（以下「条例」という。）の運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしています。条例制定から6年が経過し、市民参加による行政運営が着実に進む中、今後も、より適切で効果的な運用をしていくため、条例の運用状況の検証と意見を求めます。

さらに、第3期審議会の答申で、市民参加を実施した事業について第三者による評価を行う必要性が指摘されたことを踏まえ、今期は、個別の事業について、市民参加を実施したことによる効果等の評価も求めます。

- 2 地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について

本市は平成27年4月に中核市に移行します。移譲される事務権限を有効に活用した本市独自のまちづくりを進めていくうえで、より一層の市民参加が欠かせません。特に、地域の実情を踏まえた制度をつくり、事業を展開していく前提として、地域での市民参加、合意形成というプロセスが一段と重要になります。

第3期審議会の答申では、「地域への参加を第一歩として、市民一人ひとりの知恵・経験・人脈を、自由にゆるやかに確かな形をつなぎ、住民自らが地域課題に取り組むことが、未来の住民自治社会の実現につながる。」「活性化した地域のコミュニティ活動が、自分たちの課題を自らの手で解決する土壌をはぐくみ、将来の自治組織にもつながっていく。」とのご意見をいただきました。

そこで、これまで各地域に蓄積された知恵・経験・人脈や、組織・施設などの有形・無形の資源を活かしながら、地域課題に市民自ら取り組み、市と協働してより暮らしやすい地域社会を実現していくための環境づくりや合意形成のあり方について、意見を求めます。

2. 第4期八王子市市民参加推進審議会委員名簿

氏名	ふりがな	所属	区分
舘山 丈太郎	たてやま じょうたろう	市民委員	第11条 第3項1号委員 (公募市民)
箕谷 祐也	みたに ゆうや	市民委員	
◎進邦 徹夫	しんぼう てつお	杏林大学 総合政策部 教授	第11条 第3項2号委員 (学識経験者)
○朝日ちさと	あさひ ちさと	首都大学東京 都市教養学部 都市政策コース 准教授	
田中 泰慶	たなか ひろよし	八王子市 町会自治会連合会	第11条 第3項3号委員 (市長が必要 と認める者)
西田 佳子	にしだ よしこ	八王子市 社会福祉協議会	
飯田 勝	いいだ まさる	八王子住民協議会 連絡協議会	
川久保 美紀子	かわくぼ みきこ	八王子 市民活動協議会	

◎会長、○副会長

3. 審議経過

	場所	審議事項
第1回 (H26. 12. 25)	本庁舎 市長公室	1. 委員辞令交付 2. 会長・副会長の選出 3. 市長からの諮問 4. 審議会の運営について 5. 八王子市市民参加条例について 6. 諮問事項についての意見交換
第2回 (H27. 3. 23)	クリエイト ホール11階 第7学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について」の議論
第3回 (H27. 7. 24)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 三鷹市視察に向けて 3. 「地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について」の議論
第4回 (H27. 8. 27)	①三鷹市社会 福祉事業団 ②三鷹市立牟礼 コミュニティ センター	1. 三鷹市視察
第5回 (H27. 11. 27)	クリエイト ホール10階 第1学習室	1. 第3回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について」の議論
第6回 (H28. 2. 4)	クリエイト ホール10階 第5学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 (1) 個別事業ヒアリング (2) 個別事業についての総評
第7回 (H28. 3. 22)	クリエイト ホール10階 第5学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 「市民参加条例の運用状況の検証について」の議論 3. 「地域課題に市民自ら取り組むための環境づくりや合意形成のあり方について」の議論
第8回 (H28. 7. 7)	クリエイト ホール10階 第5学習室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加推進審議会（第3期）答申への対応状況について 3. 市民参加推進審議会（第4期）答申の骨子について
第9回 (H28. 8. 23)	八王子駅南口 総合事務所 会議室	1. 前回の議事概要の確認について 2. 市民参加推進審議会（第4期）答申文案について
答申書手交 (H28. 11. 25)	本庁舎 市長公室	1. 審議会からの答申

4. 八王子市市民参加条例

平成20年3月28日

条 例 第 9 号

私たちのまち八王子は、市民と市との協働により、活力にあふれた都市の実現を目指している。

これまで、市政への市民参加は、様々な場で行われてきたところであるが、市民の多様な価値観を地域の特性として活かし、豊かな社会を創造するためには、市民の意見が、市政に的確に反映される仕組みを構築する必要がある。

この仕組みは、市民と市が情報を共有して運用され、市民が自発的、自主的に、かつ、自由に参加することができ、市民と市又は市民と市民が互いに信頼し、共感することを基本原則としなくてはならない。

ここに、市政への参加が市民の権利であり、市民自治の基本原則であることを確認するとともに、市民参加をより一層確かなものとし、市民との協働によるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が市政にかかわることをいう。
- (3) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、責任と自覚を持って市民参加するよう努めるものとする。

2 市民は、互いの立場を尊重し市民参加するよう努めるものとする。

(市民参加の方法)

第5条 この条例における市民参加の方法は、次のとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（政策の立案に当たり、実施機関が、事前にその趣旨、内容その他必要な事項を公表し、市民に意見を求め、政策を意思決定するとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する手続をいう。以下同じ。）の実施
- (2) 審議会等（法令、条例等に基づき設置された審議会、協議会等をいう。以下同じ。）の開催
- (3) 市民会議（会議に参加した市民自身が会議を運営し、報告書、計画書、条例素案等を作成するための会議をいう。）の開催
- (4) ワークショップ（市民と市又は市民と市民が、議論し、また、実際に体験することで、互いの理解を深めるグループによる学びと創造の方法をいう。）の実施
- (5) 公聴会、説明会の開催
- (6) アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動

(立案過程における市民参加)

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を要しないものとする。

- (1) 緊急に行う必要があるもの
- (2) 法令の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (3) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (4) 実施機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 軽易なもの

3 前項第1号の規定により市民参加の対象としなかったときは、その理由を公表しなければならない。

(実施及び評価過程における市民参加)

第7条 実施機関は、前条第1項各号に掲げる計画、条例等が策定された後、その実施及び評価の過程においても、参加方法のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

(パブリックコメント手続)

第8条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、あらかじめ、対象とする事案その他別に定める事項を公表しなければならない。

2 パブリックコメント手続により意見を提出する市民は、原則として住所及び氏名を明らかにしなければならない。

3 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とし、意見の提出を求める事案の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合その他やむを得ない理由により30日の期間を確保できない場合は、この限りでない。

4 実施機関は、前項ただし書の規定により意見の提出期間として30日を確保できない場合は、その理由を公表しなければならない。

5 実施機関は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公開するものとする。

(1) 提出された意見の内容

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

6 前各項に定めるもののほか、パブリックコメント手続に関し必要な事項は別に定める。
(審議会等)

第9条 実施機関は、審議会等を設置する場合は、その設置趣旨及び審議内容に応じ、原則として公募により選考された市民を審議会等の構成員とするものとする。

2 実施機関は、審議会等の構成員について、幅広く人材を登用するよう努めるとともに、透明性及び信頼性の高い運営を行うよう努めるものとする。

3 実施機関は、審議会等の会議を公開しなければならない。ただし、公開することにより支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

4 実施機関は、審議会等の会議の開催に当たっては、開催日時、開催場所、議題等を事前に公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要がある場合は、この限りでない。

5 実施機関は、審議会等の会議の記録を作成し、これを閲覧に供しなければならない。ただし、八王子市情報公開条例（平成12年八王子市条例第67号）第8条各号に定める非公開情報が記録されているときは、当該情報が記録されている部分については、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は別に定める。

(その他の参加方法)

第10条 実施機関は、政策の立案、実施及び評価の一連の過程において、第5条各号に定めるもののほか、より効果的と認められる参加方法がある場合には、これを積極的に用いるよう努めるものとする。

(推進審議会の設置等)

第11条 市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関として、八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) この条例の運用に関すること。
- (2) 新たな市民参加の方法に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関し必要な事項

3 推進審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員8人以内をもって組織する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

4 推進審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(条例の見直し)

第12条 市は、この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

5. 八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例（平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 八王子市公告式条例（昭和25年八王子市条例第13号）第2条に規定する掲示場への掲示
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の施設での閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

(パブリックコメント手続)

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨
 - (2) その他必要な資料
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 施策の案の名称
 - (2) 施策の案に対する意見及びその理由
 - (3) 市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
 - (4) 市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
 - (5) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

(推進審議会の組織及び運営)

第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会（以下「推進審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 推進審議会の庶務は、総合経営部広聴課において処理する。

9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年8月23日規則第40号）

この規則は、平成25年8月26日から施行する。

参 考 資 料

平成 25・26 年度 市民参加に関する調査及び市民参加条例の運用に関するまとめ

平成25・26年度 市民参加に関する調査及び市民参加条例の運用に関するまとめ

【調査及び集計上の留意点】

本調査は平成25年度及び26年度に実施した事業を対象に市民参加の状況について調査した。

市民参加条例の適切な運用を確認するため、市民参加条例5条における6項目の手法について個別に取りあげた。

【全体の概要】

- 調査期間 【平成25年度分】平成26年7月8日～7月22日
 【平成26年度分】平成27年6月24日～7月7日
- 調査方法 調査票を送付し、予算の細事業ごとに調査を実施
- 調査対象 【平成25年度分】全128室課 【平成26年度分】全132室課
- 市民参加実施所管 【平成25年度分】71室課 【平成26年度分】75室課

部名	市民参加実施状況						部名	市民参加実施状況					
	H25			H26				H25			H26		
	室課 数	実施 室課 数	実施 件数	室課 数	実施 室課 数	実施 件数		室課 数	実施 室課 数	実施 件数	室課 数	実施 室課 数	実施 件数
都市戦略部	4	3	5	4	1	6	環境部	2	2	18	2	2	11
総合経営部	4	2	7	4	2	7	都市緑化フェア準備室				1	0	0
市史編さん室	1	1	1	1	1	1	資源循環部	7	5	11	8	5	10
行財政改革部 (社会保障・税番号制度 対策室を含む)	3	2	3	4	1	1	水循環部	4	2	8	4	1	8
市民活動推進部	4	4	51	4	4	32	都市計画部	4	3	10	4	4	17
総務部	6	1	2	7	3	6	拠点整備部	5	3	5	4	1	2
財務部	5	1	1	5	1	1	まちなみ整備部	6	3	17	6	5	17
税務部	4	0	0	4	1	2	道路交通部	7	2	14	7	3	5
生活安全部	2	2	11	2	2	5	会計課	1	0	0	1	0	0
市民部	9	2	4	9	2	6	選挙管理委員会	1	1	4	1	0	0
福祉部 (臨時給付金対策室を含む)	8	5	23	9	6	49	監査事務局	1	0	0	1	0	0
医療保険部	7	5	9	8	6	10	議会事務局	2	1	3	2	1	2
健康部（保健所）	3	2	7	3	2	10	学校教育部	7	4	25	7	3	10
子ども家庭部	6	4	38	6	6	36	生涯学習スポーツ部	7	6	63	6	6	26
産業振興部	4	4	31	4	3	8	図書館部	4	1	10	4	3	13

合計	年度	室課数	実施室課数	実施件数
	H25	128	71	381
	H26	132	75	301

市民参加を実施した所管の割合は、平成25年度(55.5%)から平成26年度(56.8%)にかけて1.3%増加した。

事業全体について

1. 市民参加条例第6条に該当する事業における市民参加の実施の有無（1つを選択）

趣旨：市民参加条例第6条に該当するが、市民参加を実施しなかった事業数の把握

項目	H25	H26
1. 実施なし	0	0
2. 実施あり	26	47
合計	26	47

市民参加条例第6条に該当する事業では、すべて市民参加が実施されていた。

参考：市民参加条例第6条

第6条 実施機関は、次の各号に掲げる計画、条例等の案の立案過程において、前条各号に定める市民参加の方法（以下「参加方法」という。）のうち、より適切なものを効果的に行うものとする。

- （1）市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- （2）市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- （3）大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更
- （4）前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

2. 市民参加の手法はどのようなものか（複数回答）

趣旨：市民参加の手法の導入状況及び新たな取り組み実施の確認

項目	H25	H26
1. パブリックコメント手続	9	53
2. 審議会等	41	65
3. 市民会議	1	1
4. ワークショップ	4	9
5. 公聴会、説明会	11	13
6. アンケート調査・聞き取り調査	24	18
7. その他	291	142
合計	381	301

※事業数 303 241

平成26年度は、中核市関連条例や分野別計画に関するパブリックコメントが実施されたため、パブリックコメントの件数が多くなっている。

《その他の例》

- ・ 講座や学習活動の企画・運営・講師
- ・ 実行委員会としての参加
- ・ 身近な水辺を守るための清掃活動や環境調査
- ・ 市民、事業者、市が連携して活動する「運営委員会」を設置
- ・ 緑化資材等による駅前等の緑化
- ・ 里山保全に関する指導
- ・ アドプト活動（公園、道路）
- ・ 公園予定地の整備
- ・ 違法看板の除却活動
- ・ 青少年活動の応援、国際交流や伝統文化普及、家庭教育、サークル・団体活動のサポート
- ・ 放課後子ども教室の運営
- ・ イベントの企画、運営、広報

3. 事業と採用した市民参加手法のマッチング（1つを選択）

趣旨：事業に応じた適切な市民参加手法が選択されたかを確認する。

項目	H25	H26
1. 適していた	359	276
2. おおむね適していたが検討の余地あり	20	25
3. 適していなかった	0	0
4. その他	2 ※	0
合計	381	301

平成 26 年度は、市民参加を行った 301 件のうち、276 件が適していたと回答。

※平成 25 年度の「その他」の 2 件は、年度中に開催がなかった審議会で評価ができなかったもの。

パブリックコメント手続について

1.【パブリックコメント】実施案件の一覧（募集期間・提出者数及び提出意見数）

平成 25 年度（9 件）

No.	実施案件	担当部署	募集期間	提出者 (人)	意見数 (件)
1	八王子市地域情報化計画(素案)	情報管理課	30 日	3	6
2	八王子市議会基本条例(素案)	議事課	30 日	22	70
3	八王子市地域防災計画(素案)	防災課	30 日	11	46
4	第2次八王子市環境基本計画（素案）	環境政策課	30 日	10	34
5	八王子市生活の安全・安心に関する条例の改正(案)	防犯課	30 日以上	11	18
6	男女がともに生きるまち八王子プラン(第3次)(素案)	男女共同参画課	30 日	0	0
7	八王子市スポーツ推進計画(素案)	スポーツ振興課	30 日	1	4
8	八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画	健康政策課	30 日	0	0
9	平成 26 年度八王子市食品衛生監視指導計画(案)	生活衛生課	30 日以上	0	0
計				58	178

平成 26 年度（53 件）

No.	実施案件	担当部署	募集期間	提出者 (人)	意見数 (件)
1～ 34	中核市関連及び子ども・子育て支援新制度関連等の 条例(案)への意見の一括募集(34 条例)	高齢者いきいき課 ほか	30 日以上	18	39
35	屋外広告物条例(案)・景観条例(改正案)・捨て看板 防止条例(廃止案)	まちなみ景観課	30 日	6	12
36	都市計画マスタープラン(素案)	土地利用計画課	30 日	63	153
37	市制 100 周年記念事業基本構想(案)	記念事業課	30 日	15	37
38	「(仮称)震災復興の推進に関する条例」の骨子	都市計画課	30 日	5	7
39	マイナンバー制度に係る地方税の賦課徴収に関する 事務の「特定個人情報保護評価書(案)」	税制課	30 日以上	0	0
40	マイナンバー制度に係る住民基本台帳に関する事務 の「特定個人情報保護評価書(案)」	市民課	30 日以上	0	0
41	交通マスタープラン(素案)	交通企画課	30 日	10	26
42	地球温暖化対策地域推進計画(素案)	環境政策課	30 日	29	78
43	水循環計画改定(素案)	水環境整備課	30 日	23	53
44	雨水貯留浸透推進計画(素案)	水環境整備課	30 日	22	28
45	第3次子ども育成計画「ビジョンすくすく☆はちおうじ」 (素案)	子どものしあわせ課	30 日	31	94
46	第2次教育振興基本計画(素案)	学校教育政策課	30 日	42	142
47	生涯学習プラン(素案)	生涯学習政策課	30 日	13	41

No.	実施案件	担当部署	募集期間	提出者 (人)	意見数 (件)
48	第3次読書のまち八王子推進計画(素案)	図書館部	30日	90	141
49	障害者計画・第4期障害福祉計画(素案)	障害者福祉課	30日	34	73
50	高齢者計画・第6期介護保険事業計画(素案)	高齢者いきいき課	30日	45	210
51	平成27年度八王子市食品衛生監視指導計画(案)	生活衛生課	30日以上	0	0
52	「斜面地における建築物の建築の制限に関する条例」の改正	建築審査課	30日	1	1
53	防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案)	防犯課	30日	2	2
計				449	1137

2.【パブリックコメント】周知の方法（複数回答）

趣旨：意見を募るための周知方法の確認

項目	H25	H26
1. 広報	9	53
2. ホームページ	9	53
3. ポスター掲示・チラシ配付	2	45
4. 町会などへの回覧依頼	0	0
5. 個別郵送	0	3
6. その他	4	34
合計	24	188

※事業数 9 53

広報・ホームページでの周知はすべての事業において行われているほか、事業に応じた周知方法を採用していた。

「その他」の方法

- ・計画に関心が高いと思われる層の市民が集まる施設を選んで、閲覧資料を配置した。
- ・幅広く市民の目にとまるように市内各施設へ資料等を配布した。
- ・関係者にチラシを配付した。
- ・条例説明会や期間中のイベント等で臨時のパブリックコメントコーナーを設置し周知した。

3.【パブリックコメント】事業と採用した市民参加手法のマッチング（1つを選択）

趣旨：事業に応じた適切な市民参加手法が選択されたかを確認する。

項目	H25	H26
1. 適していた	9	39
2. おおむね適していたが検討の余地あり	0	14
3. 適していなかった	0	0
合計	9	53

平成 26 年度は、パブリックコメントを実施した 53 件のうち、39 件が適していたと回答。

《理由》

1. 適していた

- ・貴重な意見を得ることができた。
- ・幅広く条例の周知を図ることができた。
- ・今後増加の見込みのある市内高齢者を施策の対象とする本計画は、市民の意見なしには十分に効果的なものを策定できないため。

2. おおむね適していたが検討の余地あり

- ・内容が専門的であったため、具体的な意見はなかった。
- ・一般市民になじみの少ない条例の周知・意見募集だったため寄せられた意見は少なかったが、市民説明会等を通じ、市民への周知を図った。

4.【パブリックコメント】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方を確認する

項目	H25	H26
1. 非常に効果的であった	0	1
2. 効果的であった	8	49
3. 効果に乏しかった	0	1
4. 効果はほとんどなかった	0	1
5. その他	1	1
合計	9	53

多くの所管が効果的であった、非常に効果的であったと認識している。

非常に効果的であった

- ・ 34 人の市民から 79 件もの意見をいただき、計画の参考とすることができたため。

効果的であった

- ・ 策定段階での意見を得ることで、目標の設定値の見直しや、各施策指標の設定の有効性を確認することができ、必要な部分はそれらを反映できた。
- ・ 条例制定の検討経過を公開することで、透明性の確保及び説明責任を果たすことができ、行政に対する信頼性確保を図ることができた。
- ・ 動物愛護に関する市民の意見を少数ながら把握することができた。
- ・ 1 件意見があったが、本条例に関する意見とともに、支援への意見も記入があり参考となった。

効果に乏しかった

- ・ 意見等がなかった。

効果はほとんどなかった

- ・ 専門家と思われる人の意見だけであった。

その他

- ・ 寄せられた意見は条例の制定に直接関係するものではなかったため、条例への反映はしなかったが、施策への意見として参考とした。

5. 【パブリックコメント】課題として寄せられた意見（自由記述）

趣旨：課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・ 寄せられた意見の数が少ない。
- ・ パブリックコメントの効果的な周知方法、素案の設置場所。
- ・ 意見を反映させるには、意見の内容を十分検討するための時間が必要である。

審議会等について

1.【審議会等】会議録の閲覧（1つを選択）

趣旨：市民参加条例が正しく運用されているかの確認

項目	H25	H26
1. 閲覧可能	37	58
2. 閲覧不可能	4	7
合計	41	65

平成25年度、26年度ともに条例第9条第5項本文に該当するものについては、すべて閲覧可能であった。25年度の閲覧不可能な4件は、廃止または開催実績のないもの。26年度の閲覧不可能な7件は、八王子市情報公開条例第8条各号に定める非公開情報が記録されているものであった。

2.【審議会等】開催日時等の事前公表（1つを選択）

趣旨：市民参加条例が正しく運用されているかの確認

項目	H25	H26
1. 公表している	35	57
2. 公表していない	6	8
合計	41	65

公表していない審議会は、緊急性・特殊性等の理由によるものや、事前公表するという認識不足のものであった。

3.【審議会等】課題として寄せられた意見(自由記述)

趣旨：課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・様々な立場の参加者に対し、よりわかりやすい説明となるよう心掛ける。
- ・事前の議題・論点の整理の必要である。
- ・様々な専門分野からの委員で構成される協議会のため、市民からの意見が出にくい。
- ・より一層意見が出るよう資料の工夫が必要である。
- ・議論の活発化。
- ・当て職が多いので、女性の参画が市民公募以外では難しい。
- ・委員構成の男女比に配慮する。

4.【審議会等】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方を確認する

項目	H25	H26
1. 非常に効果的であった	16	36
2. 効果的であった	23	27
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果はほとんどなかった	0	0
5. その他	2	2
合計	41	65

多くの所管が効果的であった、または、非常に効果的であったと評価している。

非常に効果的であった

- ・ 審議会での議論を通じ、市の市民参加の現状や課題が見えた。また、市のみでは気づかない意見も出されて、今後の市民参加のあり方を考えるうえで大変参考になった。
- ・ 市民の率直な疑問や意見、要望を聞くことができ、それを事業に反映できた。
- ・ 計画の進行管理に関する意見を聴取することができた。
- ・ 対策協議会を通し周辺住民との関係が現在に至るまで良好に維持されている。

効果的であった

- ・ 懇談会形式にしたことで、公募市民を含む様々な委員の活発な意見を聴くことができ、基本方針の策定にあたり大いに参考になった。
- ・ 有識者だけの意見ではなく市民目線の審議ができたことで、有意義な審議会となった。
- ・ 外部の方に評価いただくことで、公平・公正な評価を得ることができた。

その他

- ・ 27年度まで継続中のため、全体的な評価には至っていない。

5.【審議会等】工夫した点について（自由記述）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・ 日中、仕事を持っている委員に配慮し、開催時間を夜に、また開催場所を八王子駅前とした。
- ・ 選考段階で、男性と女性枠を設け、女性に積極的に委員になってもらうように努めた。
- ・ 事前に年間予定を示した。
- ・ 事業報告等の説明に当たっては、プロジェクターによる投影等でできるだけ視覚に訴える手法を用いた。
- ・ 市民委員の公募時、作文提出による選考を行い、意識の高い市民の参加を得ることができた。
- ・ 多様な観点から意見を求めるため、改選による新規・継続委員のバランスを確保した。

市民会議について

1.【市民会議】市民参加の対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：参加者の公募範囲の確認

項目	H25	H26
1. 市外を含む市全域	0	0
2. 市全域	0	0
3. 『ゆめおりプラン』の6地域単位	0	0
4. 個別計画による地域	0	0
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	1	1
7. 利用者が対象	0	0
8. その他の地域・区域	0	0
合計	1	1

※事業数 1 1

実施した1件（八王子南バイパス第Ⅰ、Ⅱ工区上部空間有効活用会議）は、町会単位で実施している。

2.【市民会議】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H25	H26
1. 年齢制限は設けていない	1	1
2. 18歳以上	0	0
3. その他	0	0
合計	1	1

実施した1件は、対象となる市民の年齢に制限は設けていない。

3.【市民会議】周知の方法（複数回答）

趣旨：参加者を募るための周知方法の確認

項目	H25	H26
1. 広報	0	0
2. ホームページ	0	0
3. ポスター掲示・チラシ配付	0	0
4. 町会などへの回覧依頼	0	0
5. 個別郵送	0	0
6. その他	1	1
7. 公募なし	0	0
合計	1	1

※事業数 1 1

「その他」の内容は、町会役員の当て職によるものであった。

4.【市民会議】選考について（複数回答）

趣旨：公募の選考方法の確認

項目	H25	H26
1. 論文等	0	0
2. 面接	0	0
3. 選考は行っていない	0	0
4. その他	1	1
合計	1	1

※事業数 1 1

「その他」の内容は、町会役員の当て職によるものであった。

6.【市民会議】所管としての評価（1つを選択）

目的：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H25	H26
1. 非常に効果的であった	0	0
2. 効果的であった	1	1
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果はほとんどなかった	0	0
5. その他	0	0
合計	1	1

実施した1件は、効果的であったと評価している。

効果的であった

- ・行政だけでなく、市民の視点からの意見を把握することができた。

ワークショップについて

1.【ワークショップ】市民参加の対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：参加者の公募範囲の確認

項目	H25	H26
1. 市外を含む市全域	1	1
2. 市全域	2	2
3. 『ゆめおりプラン』の6地域単位	1	0
4. 個別計画による地域	0	0
5. 小・中学区域	1	0
6. 町会単位	1	1
7. 利用者が対象	1	0
8. その他の地域・区域	0	5
合計	7	9

※事業数 4 9

平成26年度の「その他の地域・区域」は、「関係ボランティア団体」「大学コンソーシアム八王子加盟大学の大学生又は本市在住の大学生」など、事業に応じた対象としていた。

2.【ワークショップ】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H25	H26
1. 年齢制限は設けていない	1	5
2. 18歳以上	2	1
3. その他	1	3
合計	4	9

平成26年度は年齢制限を設けていないものが、最も多かった。

「その他」は、特定の団体の代表等を対象に実施した場合などを指す。

3.【ワークショップ】周知の方法（複数回答）

趣旨：参加者を募るための周知方法の確認

項目	H25	H26
1. 広報	3	2
2. ホームページ	3	3
3. ポスター掲示・チラシ配付	2	2
4. 町会などへの回覧依頼	1	2
5. 個別郵送	1	0
6. その他	0	5
合計	10	14

※事業数 4 9

広報、HP、ポスター・チラシ、町会への回覧依頼によるものが多かった。
「その他」は、関係する団体に直接依頼するものであった。

4.【ワークショップ】選考について（複数回答）

目的：公募の選考方法を確認するもの

項目	H25	H26
1. 論文	2	1
2. 面接	0	0
3. 選考は行っていない	1	5
4. その他	1	3
合計	4	9

※事業数 4 9

平成26年度は、「選考は行っていない」が最も多かった。

5.【ワークショップ】課題について（複数回答）

趣旨：課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする

- ・限られた時間で一定の「結論」を出してもらう場合、テーマをより限定した方が質の高い意見につながるのではないかと思った。
- ・指導や解説等、次世代の育成。

6.【ワークショップ】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H25	H26
1. 非常に効果的であった	2	4
2. 効果的であった	2	4
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果はほとんどなかった	0	0
5. その他	0	1
合計	4	9

ほとんどについて「非常に効果的」または「効果的であった」との回答だった。
平成26年度の「その他」は、27年度も継続中のため、評価できないものであった。

非常に効果的であった

- ・様々な伝統文化への興味に発展していくなど、幅広い世代の柔軟な興味をかきたてている。
- ・活発な意見交換等が行えた。
- ・まち歩きとブレインストーミングをベースとしたワークショップであったが、参加者及び地域住民からも非常に好評であった。

効果的であった

- ・食や食育に関する活動を行う団体間での情報交換を通し、ネットワークの構築が図れた。
- ・市民の視点で企画が行われている。
- ・読書に関する活動をしている団体のため積極的に参加し、事業に取り組んでくれた。

7.【ワークショップ】工夫した点・次年度への改善点について（自由記入）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・大学コンソーシアムとの連携により、様々な大学の学生を集めたワークショップが開催できたほか、会場費その他の負担を抑えることができた。
- ・広報活動に更なる努力を重ね周知をしていく。
- ・引き続き様々な立場の方が参加できるよう、実施日時や、効果的な周知等を検討する。

公聴会・説明会について

1.【公聴会・説明会】市民参加の対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：参加者の公募範囲の確認

項目	H25	H26
1. 市外を含む市全域	4	4
2. 市全域	3	4
3. 『ゆめおりプラン』の6地域単位	1	1
4. 個別計画による地域	0	2
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	3	2
7. 利用者が対象	1	1
8. その他の地域・区域	1	1
合計	13	15

※事業数 11 13

事業の性質に合わせて個別に対象とする地域・区域を決定していた。

2.【公聴会・説明会】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H25	H26
1. 年齢制限は設けていない	11	13
2. 18歳以上	0	0
3. その他	0	0
合計	11	13

全ての事業において、年齢制限は設けていなかった。

3.【公聴会・説明会】周知の方法（複数回答）

趣旨：参加者を募るための周知方法の確認

項目	H25	H26
1. 広報	7	9
2. ホームページ	7	10
3. ポスター掲示・チラシ配付	7	9
4. 町会などへの回覧依頼	5	8
5. 個別郵送	1	5
6. その他	4	2
合計	31	43

※事業数 11 13

複数の手法を組み合わせる周知をしたものが多かった。

「その他」では、「関連団体の総会等へ出向く」「SNSの利用」など、事業に応じた方法で周知を行っていた。

4.【公聴会・説明会】周知・公募期間（1つを選択）

趣旨：公募や意見募集の期間の確認

項目	H25	H26
1. 1週間程度	1	0
2. 2週間程度	3	5
3. 1ヶ月程度	2	4
4. 1.5ヶ月程度	2	3
5. 2ヶ月程度	2	1
6. 3ヶ月以上	1	0
合計	11	13

平成25年度、26年度ともに「2週間程度」としたものが最も多かった。

5.【公聴会・説明会】寄せられた意見の公開（1つを選択）

趣旨：寄せられた市民意見が公開されているかの確認

項目	H25	H26
1. 公開している	6	11
2. 公開していない	5	2
合計	11	13

意見を公開していない理由は、「説明会での質問として公開はしていないが、次回説明会等資料の作成に反映させている。」「意見交換会ではなく事業の説明会であるため。」等であった。

6.【公聴会・説明会】課題について（複数回答）

趣旨：実施における課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする。

- ・今後同様の説明会等を開催する場合、参加率を高めるために、より一層の周知が必要である。その場合、大きな会場の確保も必要となる。
- ・参加率を高めるために、より一層の周知が必要である。各種団体へのアプローチは、各所管との連携を深めるべきである。
- ・男性及び高齢者の発言が多いことから、幅広い世代が参加し発言してもらうことが課題である。
- ・説明会参加者が少ない。

7.【公聴会・説明会】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H25	H26
1. 非常に効果的であった	3	2
2. 効果的であった	8	11
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果はほとんどなかった	0	0
5. その他	0	0
合計	11	13

全てにおいて「効果的」または「非常に効果的」と評価していた。

非常に効果的であった

- ・アンケート結果からは、共感及び賛同のご意見を多数いただいた。

効果的であった

- ・直接様々な団体に説明し意見交換ができた。
- ・発言された意見は、その後の施策展開の参考としたほか、いくつかの提言については、すぐに実現することができた。
- ・条例そのものに対する意見はなかったが、市民に対する説明責任を果たすことができた。
- ・道路整備に伴う市からの提案について、地権者との意見交換ができ、課題を共有できた。

8.【公聴会・説明会】工夫した点について（自由記入）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・手話通訳と要約筆記を用意した。子育て世代の参加が見込まれる回では託児サービスも用意した。各年齢層に周知するため、様々なツールを使って周知した。
- ・団体の希望時間・場所に合わせて出張説明を実施した。団体の種別に合わせて説明内容を変更した。
- ・開催場所を駅周辺など交通の便が良いところに設定し、あわせてこれまで開催したことがない会場で開催することで、幅広い層の参加を促した。

アンケート調査などについて

1.【アンケート・聞き取り】対象となる地域・区域（複数回答）

趣旨：調査範囲の確認

項目	H25	H26
1. 市外を含む市全域	0	4
2. 市全域	18	11
3. 『ゆめおりプラン』の6地域単位	6	1
4. 個別計画による地域	0	0
5. 小・中学区域	0	0
6. 町会単位	0	2
7. 利用者が対象	0	0
8. その他の地域・区域	0	1
合計	24	19

※事業数 24 18

「市全域」を対象としている事業が最も多く、それぞれ事業に応じた範囲を設定していた。

2.【アンケート・聞き取り】対象となる市民の年齢（1つを選択）

趣旨：対象となる年齢層の確認

項目	H25	H26
1. 年齢制限は設けていない	7	7
2. 18歳以上	0	4
3. その他	17	7
合計	24	18

「その他」は「20歳以上」「高齢者に限定するため65歳以上」など、事業に応じた年齢層を設定していた。

3.【アンケート・聞き取り】実施の方法（複数回答）

趣旨：送付等の方法を確認し、今後の参考資料とする

項目	H25	H26
1. 個別面接	0	0
2. 訪問し調査票を渡したうえで後日回収	1	1
3. 郵送	17	12
4. 電話	0	0
5. 対象者を会場に集めその場で記入	0	1
6. その他	12	10
合計	30	24

※事業数 24 18

「郵送」（12 件）が最も多かった。
「その他」では「Eメール」「ホームページからの電子申請」など、事業に応じた方法を選択していた。

4.【アンケート・聞き取り】寄せられた意見の公開（1つを選択）

趣旨：寄せられた市民意見が公開されているかの確認

項目	H25	H26
1. 公開している	20	12
2. 公開していない	4	6
合計	24	18

公開していない理由は「紙面作成の参考としているため」「軽易なものであるため」などであった。

5.【アンケート・聞き取り】課題について（複数回答）

趣旨：実施における課題を把握することで、条例の運用改善に向けた方策を検討する基礎資料とする。

- ・前年度からの定点観測を行いたかったが、設問の文言を若干修正したため、調査結果に影響が出てしまった可能性がある。今後同様の調査を行う場合は注意が必要である。
- ・回収率を上げること。
- ・今後の社会情勢に応じて、適切な設問を設定する必要がある。

6.【アンケート・聞き取り】所管としての評価（1つを選択）

趣旨：市民参加が事業実施に効果的であったか、所管の評価や考え方の確認

項目	H25	H26
1. 非常に効果的であった	5	7
2. 効果的であった	19	11
3. 効果に乏しかった	0	0
4. 効果はほとんどなかった	0	0
5. その他	0	0
合計	24	18

すべての事業において「効果的」「非常に効果的」と評価していた。

非常に効果的であった

- ・市民が八王子のどこに魅力を感じているのかというデータを集めることができ、基本方針の策定にあたって大いに参考になった。
- ・市民周知度がわかったことで、周知方法の参考となった。
- ・市民の視点を事業の企画等に反映することができた。
- ・本市在住の障害者の意見を計画に反映することができたため。

効果的であった

- ・調査設計・実施にあたっての専門的なアドバイス等を受けることができた。
- ・地球温暖化に関する意識や実態について把握することができ、今後の施策を検討するうえで参考とすることができた。
- ・木造専用住宅の戸数、その他の状況を客観的に把握することにより、耐震改修工事を行う際に障害となっている事由及び耐震化促進に必要な取り組みについて検討することができた。
- ・はちバスに対する潜在的な意見や要望を聞く機会としてアンケートは効果的であった。
- ・継続的に調査をすることで道路整備や路線バスに関する市民の満足度に関して前回調査と比較し検討することができた。

7.【アンケート・聞き取り】工夫した点について（自由記入）

趣旨：ノウハウを集積し今後の改善につなげる

- ・具体的にどのような内容を知っているか調査する項目を新たに設けた。
- ・次年度（27 年度）は、地域ごとの意見をより精確に把握するため、対象者数を拡大して実施する。
- ・（対象が来庁者であったため）来庁した目的を確認し、案内を優先した。その中で時間があれば、アンケートに協力してもらった。
- ・役割分担を明確にし、打ち合わせを密に行うなど、相互に認識の違いが発生しないように配慮した。
- ・ルビをふる、代理の方の記入も可とするなど障害者の方への配慮を行ったが、音声版や点字版を作成するかどうかが課題。
- ・回答しやすいよう設問を工夫した。

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

平成 28 年 11 月

八王子市市民参加推進審議会（第 4 期）

事 務 局：八王子市 総合経営部 広聴課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電 話：（042）620－7411（直通）

F A X：（042）620－7322

E メール： hachioji@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市市民参加推進審議会の議事概要と会議資料は、ホームページでご覧いただけます。

ホームページアドレス

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/seisaku/shingikai/18536/index.html>